

# 日本手話学会会則

## 総則

- 第 1 条 [名称]  
2  
第 2 条 [事務局]  
第 3 条 [公式言語]
- 本会は「日本手話学会」と称する。  
本会は名称の英語表記を「Japanese Association for Sign Language Studies」とする。  
本会は会長の定める地に事務局を置く。  
本会は日本手話および日本語を公式言語とする

## 目的および事業

- 第 4 条 [目的]  
第 5 条 [事業]
- 本会は手話学研究の推進および発展に寄与することを目的とする。  
本会は前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。  
手話学に関する研究大会・研究会・セミナーなどの開催。
- ① 手話学に関する研究大会・研究会・セミナーなどの開催。
  - ② 手話学に関する機関誌および図書の刊行。
  - ③ 手話学に関する調査および研究。
  - ④ 手話学に関する優れた研究および研究業績の表彰。
  - ⑤ その他、目的を達するために必要な事業。

## 会員

- 第 6 条 [会員区分]
- 本会の会員は以下の 4 種とする。
- ① 正会員：本会の目的に賛同し、当該年度の会費を納めて活動をおこなう個人。
  - ② 学生会員：本会の目的に賛同し、当該年度の会費を納めて活動をおこなう、大学・大学院およびこれに準ずる団体の在学学生。
  - ③ 賛助会員：本会の目的に賛同し、当該年度その事業を支援する団体または個人。
  - ④ 名誉会員：本会の正会員のうち、特別の功績があり、総会の議決を経て推薦された個人。
- 第 7 条 [入会方法]  
第 8 条 [会費納入]  
第 9 条 [資格喪失]
- 本会への入会を希望する個人または団体は、別に定める入会申込書をもって会長に申し込むものとする。  
本会会員は、別に定める会費を納入しなければならない。  
本会会員は次の事由により、その資格を喪失する。
- ① 退会したとき。
  - ② 死亡もしくは失踪宣告を受けたとき。
  - ③ 賛助会員である団体が解散したとき。
  - ④ 除名されたとき。
- 第 10 条 [除名]
- 本会会員に本会の名誉を傷つける行為、または本会の目的に違反する行為が見られるとき、総会の議を経てこれを除名することができる。ただし、総会において本会会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 役員

- 第 11 条 [役員]
- 本会は次の役員を置く。
- ① 理事 10 名（会長 1 名を含む）。

- 第 12 条 [選挙]
- 第 13 条 [任期]
- ② 監事 2 名。
- 本会は本会会員の中より、別に定める方法をもって役員を選出する。役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- ① 本会役員の後任者が選任されないときは、任期を全うした後も、後任者が決まるまで現任者の任期を延長することができる。
- ② 前項に従い後任者が決まったときは、後任者の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

## 組織、運営

- 第 14 条 [総会]
- 本会の総会は本会の組織と運営に関する最高議決機関であり、本会の正会員、学生会員、賛助会員により構成する。ただし、賛助会員である団体のときは、団体より推薦した個人 1 名を総会の構成員とみなす。
- 2 会長は年に 1 回、総会を招集する。
- 3 総会の議長は総会に出席した会員より選出する。
- 4 総会の議事は総会に出席した会員の過半数の同意によりおこなう。ただし、第 22 条および第 24 条はこの限りではない。
- 第 15 条 [理事会]
- 本会の理事会は本会の組織と運営に関する執行機関であり、本会の理事により構成する。
- 2 会長は年に 1 回以上、理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は会長もしくは会長の指名する理事が務める。
- 4 議事は理事会に出席した理事の過半数の同意をもっておこなう。
- 第 16 条 [委員会]
- 本会の委員会は本会の組織と運営に関する執行補佐機関であり、本会の理事または会員により構成し、前条を準用する。
- 第 17 条 [業務委託]
- ① 本会は本会事業の円滑な運営のため、業務の一部を外部に委託することができるものとする。ただし、その方法は総会の議を経て会長が別に定める。
- ② 本会は本会の目的を達成するために外部の業務を受託することができるものとする。ただし、その方法は総会の議を経て会長が別に定める。

## 会計

- 第 18 条 [資産]
- 本会の資産は以下の 6 種とする。
- ① 資産目録記載の財産。
- ② 会費。
- ③ 資産から生ずる収入。
- ④ 事業に伴う収入。
- ⑤ 寄付金品。
- ⑥ その他の収入。
- 2 既納の会費、その他の拋出金品は返還しない。
- 3 本会の資産は会長が管理する。ただし、その方法は理事会の議を経て会長が別に定める。
- 第 19 条 [事業年度]
- 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終了する。
- 第 20 条 [事業計画]
- 本会は事業計画および予算を総会に提出し、総会の承認を得なければならない。
- ① やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出する。

② 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議を経て予算の追加または修正をおこなう。

第 21 条 [事業報告] 本会は事業報告および会計報告を総会に提出し、総会の承認を得なければならない。

#### 解散

第 22 条 [解散] 本会は総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の同意により解散する。

第 23 条 [残余財産] 本会の解散に伴う残余財産は総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の同意により、外部の団体に譲渡する。

#### 会則、規程、細則および、内規

第 24 条 [会則変更] 本会は総会に出席した会員の 3 分の 2 以上の同意により、会則を変更できる。

第 25 条 [規程・細則・内規]

2 本会は本会事業の円滑な運営のため、理事会の議を経て別に細則を定める。

3 本会は本会事業の円滑な運営のため、委員会ないし研究会および理事会の議を経て別に内規を定める。

#### 附則

本会則は 1992 年 7 月 25 日より施行する。

本会則は 1996 年 7 月 21 日より施行する。

本会則は 1998 年 8 月 1 日より施行する。

本会則は 2001 年 6 月 24 日より施行する。

本会則は 2005 年 7 月 17 日より施行する。

本会則は 2007 年 9 月 16 日より施行する。

本会則は 2009 年 11 月 1 日より施行する。

本会則は 2012 年 7 月 8 日より施行する。

本会則は 2013 年 10 月 26 日より改正施行する。

本会則は 2016 年 12 月 3 日より改正施行する。